

令和3年6月29日発行

令和3(2021)年度千葉県主任介護支援専門員更新研修 開催案内

本研修は、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成26年7月4日付け厚生労働省老健局長通知）で定める主任介護支援専門員更新研修実施要綱に基づいて実施します。

はじめに

- 研修実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン（Zoom機能）にて実施します。
- 国でも「介護支援専門員研修等オンライン化事業」を進めていることから、次年度以降もオンライン研修の可能性がります。オンラインでの受講環境を確保していただきますようお願いいたします。
- 令和3年度は、オンライン研修の受講環境が整わない方を対象とした参集研修（全日程）も実施しますが、定員に限りがあるため、オンラインでの受講を推奨します。なお、参集研修は新型コロナウイルス感染症の状況により変更・中断することもありますのでご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症に係る「有効期間の延長」の措置が設けられています
千葉県では、新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いにより、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いの期間を定めております。
[→千葉県高齢者福祉課ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」参照](#)

研修の概要

(1) 研修の目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るために定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

(2) 研修の基本的な考え方

主任介護支援専門員としての役割を果たすには、**多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導や地域での活動等の実務を通じて**、主任介護支援専門員として必要な知識・技術等を高めていくことが必要不可欠であり、地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアの推進など、主任介護支援専門員に求められる役割がこれまで以上に大きくなることを見込まれることを踏まえ、実践を通じた能力向上を担保する必要があることから、継続的な知識・技術等の向上を図るとともに、実践の振り返りにより、更なる資質向上を図る研修内容とする。

(3) 主任介護支援専門員資格について

1) 研修修了者名簿の取り扱い

主任介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域で中心的に活動する役割を担います。主任介護支援専門員の活動支援・推進のため、本研修修了者の名簿を作成し、市町村に情報提供することをご了承願います。

2) 主任介護支援専門員更新研修（以下、主任更新研修という。）修了者の活動

今後実施する研修会等において、主任介護支援専門員、ファシリテーター等の役割としての協力を求める場合があります。

3) 主任介護支援専門員資格の更新制について

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正により、平成 28 年度から主任介護支援専門員資格に 5 年間の有効期間が設けられ、更新制度が導入されました。主任介護支援専門員資格を更新するためには、その有効期間内に主任更新研修を修了する必要があります。

[→千葉県高齢者福祉課ホームページ「\(7\)主任介護支援専門員更新研修を修了された方」参照](#)

(4) 実施機関

特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会（千葉県研修指定実施機関）

受講対象者・受講要件

(5) 受講対象要件

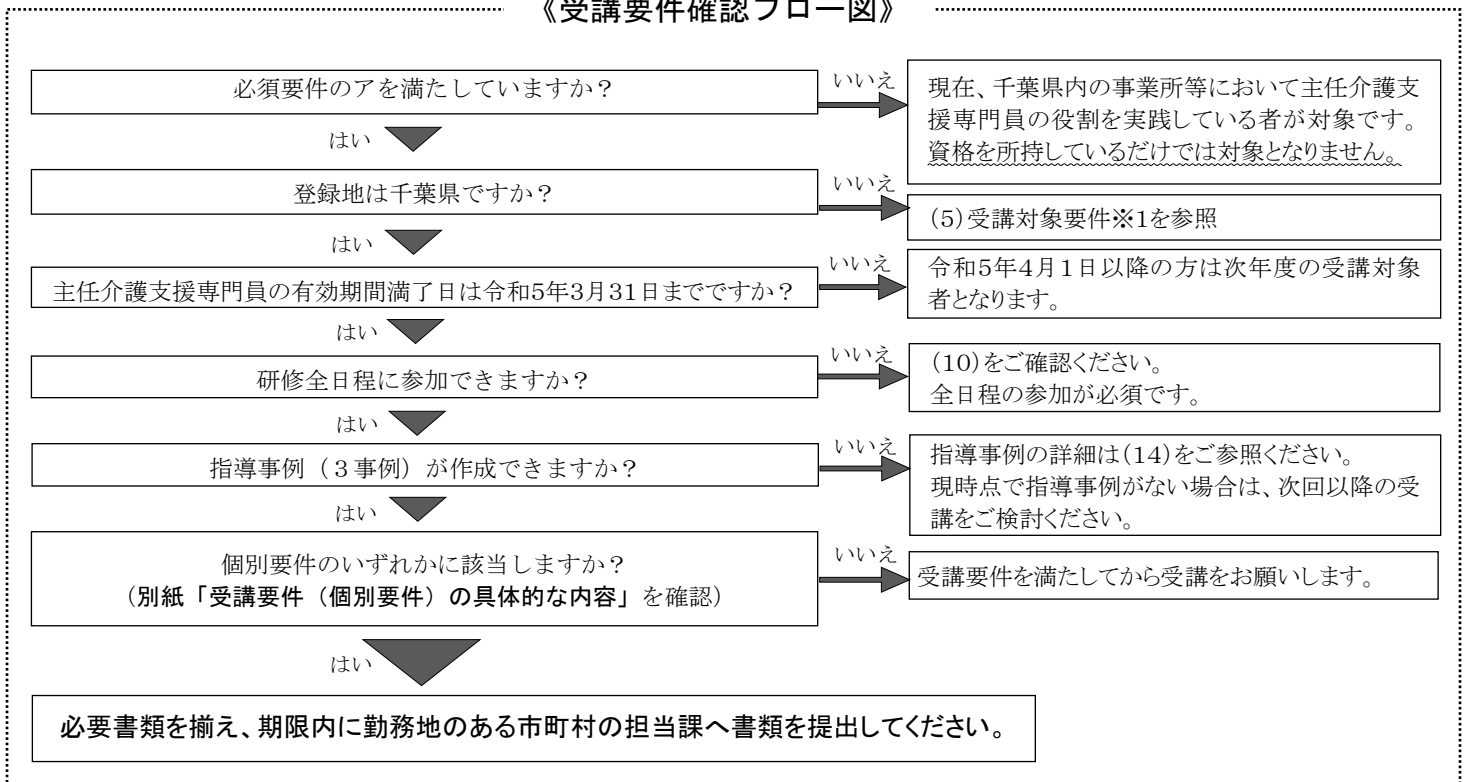
必須要件を全て満たし、かつ個別要件のいずれかを満たす者とします。

必須要件	ア～オの <u>全て</u> に該当していること
	<p>ア. 現在、千葉県内の事業所等（所属先の種別は問いません）において介護支援専門員として従事している者であって、<u>主任介護支援専門員としての役割を実践している者（注1）</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注1) ○主任介護支援専門員としての役割を実践している者とは（★1） <u>多職種との連携、介護支援専門員に対する助言・指導、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりへの活動等を、継続して行っている者</u>です。介護支援専門員としての業務のみ、又は介護支援専門員同士の助言や仲間内でのやりとりは「指導」には入りません。同様に勉強会や事例検討会に参加するだけの活動も本研修の要件には入りません。※具体的な活動内容を事業所推薦書（様式3）にご記入ください。</p> <p>①地域包括支援センターで従事している者 社会福祉士や保健師（又は看護師）として配置されている者であっても、<u>上記の役割を実践している者（★1）</u>であれば、アの要件を満たすこととします。</p> <p>②県内の自治体に所属している者 主任介護支援専門員としての役割を十分に実践していると市町村が認めた者については、市町村の推薦書をもってアの要件を満たすこととします。 ※市町村推薦書（様式5）が必要です。</p> </div> <p>イ. 介護支援専門員として千葉県に登録をしている者 ※1 ウ. 主任介護支援専門員研修の有効期間満了日が令和5（2023）年3月31日までの者 エ. 予備日も含め研修全日程に出席できる者…詳細は（9）を参照 オ. 3つの指導事例（要介護）を提出できる者…詳細は（12）を参照 カ. 主任更新研修修了までの間、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の有効期間が有効である者</p>

個別要件	①～⑤のいずれかに該当すること 別紙「受講要件（個別要件）の具体的な内容」を参照 ※2
	①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者（具体的な要件は以下のとおり） ⑤-1 千葉県介護支援専門員実務研修の実習指導を行った者 ⑤-2 千葉県介護支援専門員地域同行型研修に参加し、アドバイザーとして全課程を修了した者

- ※1 介護支援専門員証の登録が他都道府県の方が千葉県で主任更新研修を受講する場合は、受講決定後に受講地変更又は登録移転の手続きが必要です。受講決定通知にてあらためてお知らせいたします。
- ※2 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、個別要件の一部が緩和されています。「受講要件（個別要件）の具体的な内容」を参照。

《受講要件確認フロー図》



(6) 申込期限

令和3年7月19日（月）必着 締切厳守

必要書類を揃え、勤務地のある市町村の担当課へ郵送にてお申込みください。（FAXは不可）

(7) 予定定員 230名（オンライン200名・参集30名）

- 令和3年度は、オンラインでの受講環境が整わない方を対象とした参集研修（全日程）も実施しますが、定員に限りがあるため、オンラインでの受講を推奨します。なお、参集研修は新型コロナウイルス感染症の状況により変更・中断することもありますのでご了承ください。
- 受講者の選考につきましては、提出された書類の内容から千葉県が厳正な審査（一次選考、二次選考）を行います。

考)を行い決定します。定員を超過した場合は、**有効期間満了日の近い方を優先**します。提出書類の記載内容及び添付書類、さらに以下の優先される内容等も加味し選考いたします。

- ・提出書類の**記入漏れや添付漏れ**(特に個別要件を証明する書類等)がある場合は、受講者の選考において下位となり受講をお断りすることがございます。予めご了承ください。

《受講者の選考で優先される内容》 ①～⑥は優先順位ではありません。

- ①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の有効期間満了日が近い者
- ②地域包括支援センターの主任介護支援専門員として従事している者
- ③現在、居宅介護支援事業所で管理者として従事している者
- ④本研修修了後に居宅介護支援事業所で管理者として従事する予定のある者
- ⑤提出書類の不備等(記入漏れや添付漏れ)がない者
- ⑥その他千葉県が受講の必要性を指示した者

(8) 主任介護支援専門員の有効期間

- ・主任介護支援専門員の有効期間は、主任介護支援専門員研修(又は主任更新研修)の修了証明書をご確認ください。

修了年度		有効期間満了日	研修受講年度の目安
平成 27年度※	主任研修	令和3(2021)年2月8日	令和元年度、2年度、 3年度、4年度
	主任更新1期	令和4(2022)年2月25日	
平成 28年度※	主任更新2期	令和3(2021)年10月9日	令和2年度、3年度、 4年度、5年度
	主任更新1期	令和4(2022)年3月22日	
	主任研修	令和5(2023)年2月9日	
平成 29年度	主任更新1期	令和4(2022)年9月11日	令和3年度、4年度
	主任更新2期	令和4(2022)年12月19日	
	主任研修	令和6(2024)年3月1日・3月8日	
平成 30年度	主任更新1期	令和5(2023)年8月27日	令和4年度、5年度
	主任更新2期	令和5(2023)年12月10日	
	主任研修		

※「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」(高第961号令和2年8月25日発出)の通知をご確認ください。

研修費用・日程・カリキュラム

(9) 研修費用 47,400円

- ・内訳 受講料 43,000円
テキスト 4,400円 『3訂／介護支援専門員研修テキスト 主任介護支援専門員更新研修』
発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会
- ・お支払い方法は受講決定通知にてお知らせいたします。

(10) 日程表

- ・本研修は8日間で構成されています。遅刻・早退・欠席は認められません。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、プログラムの変更や研修の中止、延期等が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

- ・1日目を受講する前に事前オリエンテーション及び指導事例に関する動画（1.5時間程度）を視聴していただきます。
- ・1日目はオンライン及び参集とも同日に行います。（参集会場：千葉県経営者会館）

研修日程			研修時間	科目	
	オンライン	参集			
動画視聴			1.5時間程度	○事前オリエンテーション ○今後の研修受講にあたって～指導事例の選定、作成方法～	
1日目	9/23(木・祝)	9/23(木・祝)	12:00 ～ 17:00	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	
2日目	10/1(金)	9/30(木)		認知症に関する事例	
3日目	10/12(火)	10/11(月)		医 療 系	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例 入退院時等における医療との連携に関する事例 看取り等における看護サービスの活用に関する事例
4日目	10/24(日)	10/25(月)		福 祉 系	家族への支援の視点が必要な事例
5日目	10/28(木)	10/29(金)			社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
6日目	11/17(水)	11/16(火)			状態に応じた多様なサービスの活用に関する事例
7日目	11/23(火・祝)	11/22(月)			
8日目	11/29(月)	11/30(火)			
予備日	12/7(火)、12/14(火)		研修期間中の災害等、不測の事態が生じた場合、その代替日としてこの日程に実施することがあります。実施することが決定した場合は、速やかに受講者へお伝えします。		

※受講者の人数により日程や会場等が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

(11) カリキュラム（主任介護支援専門員更新研修実施要綱）

科目	目的	内容	時間数
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	介護保険制度の最新の動向を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組と課題を理解し、主任介護支援専門員として果たすべき役割を再認識する。	・介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や課題、地域包括ケアシステムの構築における介護支援専門員及び主任介護支援専門員の役割について講義を行う。 ・利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源の活用並びに関係機関との連携やネットワーク構築に関する講義を行う。 ・介護保険制度並びに介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項を踏まえた、介護支援専門員に対する指導、支援に関する講義を行う。	講義4時間
○主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 ・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	リハビリテーションや福祉用具等の活用事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。 また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることが出来る知識・技術を修得する。	・各自が担当しているリハビリテーションや福祉用具等の活用に関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技術を修得する。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用をするに当たって重要となる医師やリハビリテーション専門職等との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。	講義及び演習6時間
・看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用が必要な事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、看護サービスの活用に係る実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。 また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることが出来る知識・技術を修得する。	・各自が担当している看護サービスの活用に関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技術を修得する。 ・看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要となる医師や看護師等との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。 ・看取り等を含む看護サービスの活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。	講義及び演習6時間
・認知症に関する事例	認知症に関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、	・各自が担当している認知症ケースに関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を	講義及び演習6時間

	<p>より、認知症の要介護者等に関する実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。</p> <p>また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができ知識・技術を修得する。</p>	<p>講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技能を修得する。</p> <p>・認知症の要介護者等及び家族を支援するに当たり重要となる医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p> <p>・認知症である要介護者等の支援方法を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p>	
・入退院時等における医療との連携に関する事例	<p>入院時等における医療との連携に関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、医療との連携に関する実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。</p> <p>また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができ知識・技術を修得する。</p>	<p>・各自が担当している入退院時等における医療との連携に関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技術を修得する。</p> <p>・入退院時等において重要となる医療職をはじめとする多職種との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p> <p>・入退院時における支援を検討するに当たり、効果的なものになるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p>	講義及び演習6時間
・家族への支援の観点が必要な事例	<p>家族への支援の視点が特に必要な事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、家族への支援の視点も踏まえた実践上の課題や不足している視点等を認識し分析する手法を深める。</p> <p>また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができ知識・技術を修得する。</p>	<p>・各自が担当している家族支援が特に必要なケースに関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技能を修得する。</p> <p>・家族に対する支援に当たり重要となる関係機関や地域住民をはじめとする多職種との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p> <p>・家族支援が必要なケースを検討するに当たり、インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p>	講義及び演習6時間
・社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	<p>社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、利用者が活用することができる制度に関する知識及び関係機関等との連携に係る実践上の課題や不足している視点等を認識し分析する手法を深める。</p> <p>また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができ知識・技術を修得する。</p>	<p>・各自が担当している他の制度(生活保護制度、成年後見制度等)を活用している主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技能を修得する。</p> <p>・他の制度を活用するに当たり重要となる関係機関や多職種との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p> <p>・他の制度を活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p>	講義及び演習6時間
・状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	<p>状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、多様なサービスの活用に係る実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。</p> <p>また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができ知識・技術を修得する。</p>	<p>・各自が担当している地域密着型サービス等の多様なサービスを活用している主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技術を修得する。</p> <p>・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり重要となる関係機関や介護サービス事業者との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p> <p>・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。</p>	講義及び演習6時間

※千葉県では国の要綱で示されている上記カリキュラムに独自の科目を追加したプログラムで構成しております。

(12) オンライン受講での注意事項

- ・受講にあたってのパソコンの操作、機器の準備等は受講者自身がおこなってください。
- ・受講者側の通信障害等により、オンラインでの受講が確認できなくなった場合には、離席（欠席）として扱います。
- ・研修中のネット環境のトラブル等是对応できかねますのでご了承ください。
- ・演習プログラムや指導事例の特性上、個人の端末ではなく、原則所属事業所の端末を使用することを推奨します。端末の使用に関しては所属事業所等にご相談ください。

【オンライン環境の確認事項】

番号	項目	内容 PC…パソコンの略
1	インターネット環境 (通信無制限)	Zoomを使用している間は、インターネットに常時接続します。安定して接続できる環境か、通信環境を事前によく確認し対応できるようにしてください。Wi-Fiよりも有線を推奨します。
		オンライン研修により発生する通信料は受講者負担となります。これらについて当会は一切対応できません。データ使用料が大きいため、ご利用の通信料金や契約内容をご確認ください。
2	インターネットに接続できるパソコン	講義等の資料共有やグループ演習を行うため、スマートフォンやタブレット等での受講は不可とします。
		PCは1人1台とし、1台のPCで複数名が受講することや、1名が複数のPCや端末で受講することは禁止します。
		PCはインターネットに接続するためセキュリティ対策をしておいてください。
3	イヤホン、マイク (ヘッドセット)	研修内容が外部に漏れることを防ぐため、また、グループワークの際に周囲の音声を拾わずお互いの音声がはっきり聞こえるように、PCに接続できるイヤホンとマイク(ヘッドセット)の使用を必須とします。特に同じ空間での複数使用の場合はヘッドセットが必須となります。
4	ウェブカメラ	受講状況の確認のため、カメラをオンにして常時顔を映して受講していただきます。PCに内蔵されていない場合は外付けのカメラが必要です。
5	受講に適切な場所	音声がよく聞こえるように静かな場所で受講してください。
		受講者以外の第三者が研修内容を視聴することはできません。
		勤務先や自宅等で受講する場合は、受講する部屋をできるだけ別室(受講者本人のみ)にし、同じ空間で複数名での参加はできるだけ避けてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハウリング等を防ぐため。 ・受講者以外の映り込みを防ぐため。 ・グループ演習時の個人情報等の漏洩を防ぐため。

※パソコンの設定、操作方法、インターネット環境に関するお問い合わせはお受けできません。

※事務局等への指導事例の提出についてはオンライン上で行うことを想定しています。

※当会では、研修実施にあたり個人情報を取り扱うことから、受講者の情報及び受講者が提出する指導事例の情報等を適正に管理するため、セキュリティが強化されたシステムを活用します。

申込から受講決定まで

(13) 申込から受講までの流れ

<p>事前の確認 要件確認・書類作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講対象要件、日程表等、研修の概要を確認する。 ・介護支援専門員証と主任介護支援専門員資格の有効期間を確認する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【注意】</p> <p>○主任介護支援専門員資格の有効期間内であっても介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合は、介護支援専門員資格および主任介護支援専門員資格が失効となります。本研修受講中に介護支援専門員証の有効期間を過ぎる場合も同様です。</p> <p>○介護支援専門員証の有効期間が迫っている場合は、先に介護支援専門員更新研修を受講・修了し、介護支援専門員証の更新を行い、有効期間満了日に余裕を持って本研修を受講することも考えられます。</p> <p>○本研修では指導事例が必要になります。また、全日程・全課程を受講することが修了要件となります。欠席や課題不備により修了要件を満たせなくなった場合は修了とはなりません。</p> </div>
<p>申込受付 6月29日～7月19日 (必着)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1から順番に必要な書類を揃えクリップ等でまとめてください。(ホチキス不可) ・申込期限までに勤務地のある市町村の担当課へ郵送してください(各市町村申込書郵送先一覧 p. 13～14 参照)。郵送でなく直接持参する場合は、事前に市町村の担当課へ確認をしてください。 ・p. 12 を参照し、封筒の宛名には「主任介護支援専門員更新研修申込書類在中」と記載してください。 ・事業所で申込者が複数名いる場合は、全員分の申込書を揃え、事業所でまとめて提出してください。 ・研修実施機関(千葉県介護支援専門員協議会)へ直接申込むことはできません。 ・申込書類での不備等(記入漏れや添付漏れ)があった場合、研修受講者選考において下位となり受講をお断りする場合がございます。
<p>一次選考(書類審査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された申込書類一式を審査します。
<p>一次選考通過決定 8月16日頃 発送予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一次選考通過者には、二次選考の課題(指導事例)の通知を所属事業所へ送付いたします。 <p>(一次選考において受講のお断りをする方にはその旨を通知します)</p>
<p>二次選考(課題審査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された課題を審査します。
<p>受講決定 9月13日頃 発送予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講決定者には、受講決定通知及び受講票を所属事業所へ送付いたします。 <p>(二次選考において受講のお断りをする方にはその旨を通知します)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修費用をお振込みください。
<p>研修初日 9月23日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日程を確認のうえ受講してください。

(14) 指導事例について

本研修では指導事例(主任介護支援専門員として他の介護支援専門員に指導した事例)を3事例、

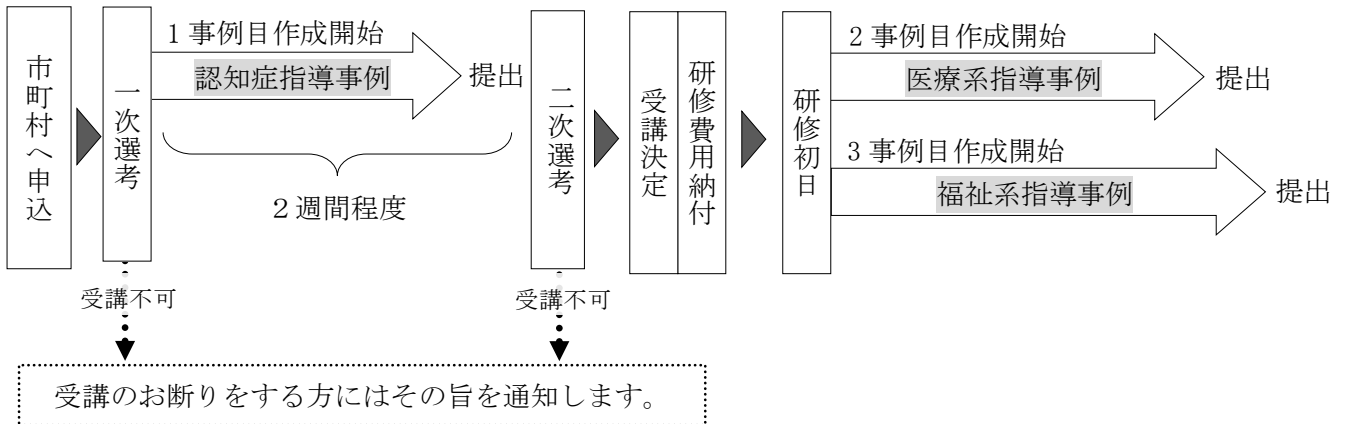
作成・提出していただきます（要支援事例は不可）。事例の作成方法や必要書類・提出時期等は、一次選考通過者へ通知でお知らせいたします。あらかじめ以下の事項をご確認のうえ、現時点で準備できる内容は今のうちから備えておくようお願いいたします。

1) 事例の種類・提出時期

「認知症」「医療系」「福祉系」の3つの指導事例を以下の手順で作成・提出していただきます。

事例	提出時期	指導事例の内容	
1 事例目	一次選考後	「認知症に関する指導事例」を1事例、作成・提出する。	
2 事例目	3日目まで	医療系	以下3領域のうち少なくとも1領域を含む指導事例を1事例、作成・提出する。 ○リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例 ○看取り等における看護サービスの活用に関する事例 ○入退院時等における医療との連携に関する事例
3 事例目	6日目まで	福祉系	以下3領域のうち少なくとも1領域を含む指導事例を1事例、作成・提出する。 ○家族への支援の観点が必要な事例 ○社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例 ○状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

2) 事例提出の流れ



3) 事前に準備しておくこと

- ①一次選考（書類審査）を通過した方へ、8月16日頃発送予定の二次選考に向けた通知にて、「認知症に関する指導事例」の作成・提出方法等についてお知らせいたします。事例作成の期間は2週間程度です。
- ②必要書類は、1 アセスメント、2 課題整理総括表および評価表、3 ケアプラン、4 サービス担当者会議（1～4はいずれも指導前と指導後）、5 介護支援経過記録、6 主任介護支援専門員による指導経過記録です。指導前の書類については担当ケアマネ（主任ケアマネであるあなたが指導したケアマネ）が作成した書類を提出していただきます。
- ③上記のことからも、現時点において1事例目に提出が求められる「認知症に関する指導事例」が無い場合は、速やかに実践（指導の実践）をしておいてください。実践できない場合は次年度以降の受講をご検討ください。

④指導は1回で終了するとは限りません。このことから今回の提出事例は、現在において指導中の事例や過去に指導した事例（指導終了）でも構いません。ただし、書類は「指導前」と「指導後」の情報（資料）が必要になります。「指導予定」は認められません。

⑤指導経過として遡ることができる期間は原則2年間とします。（それより以前から指導している場合であっても、今回提出する指導期間が受講日から2年以内であればかまいません。）

重要【指導事例の考え方】

- ・本研修では、提出してもらう指導事例を題材とし、主任ケアマネとしての実践の振り返り（担当ケアマネに対しどのように「指導」したか）を目的としています。したがって必要書類には**必ず指導前、指導後の書類が必要**となります。
- ・以下は不適切な指導事例の一例です。書類の不備は再提出や受講のお断りをする場合があります。
 - ①指導期間が著しく短いもの（1週間又は指導が1回のみ等）
 - ②引継ぎ事例等の理由で指導前と指導後の書類がそろえられないもの又は情報が少ないもの
 - ③事業所内での事務連絡やアドバイスを指導としてとらえているもの
 - ④主任ケアマネからの一方的な助言のみのもの

（15）修了要件・修了証明書発行について

研修の全日程・全課程を修了された者にのみ発行いたします。なお、全課程には以下も含まれます。

本研修期間中における 提出すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修記録シート（自身の学びを書き留めるシート） ・演習等で使用する指導事例（3事例） ・研修全体を通して行う課題やレポート等 ・その他、主催者が提出を求める書類等
------------------------	---

注1 受講決定後であっても、以下の①～④の該当が認められた場合は受講決定の取り直し、提出課題の再提出等を指示する場合があります。

- ①受講対象要件を満たしていないことが判明した場合。
- ②書類、課題等の提出がない場合。
- ③提出された課題等が一定の要件を満たしていない場合。
- ④提出された書類に虚偽等がある場合。

注2 修了証明書発行後に、不正等の判明により研修の修了を取り消すことが生じた場合は、研修の修了が無効となり、修了証明書を返還していただきます。

（16）申込に関する留意事項

- ・申込の段階では受講可否等についてはお答えできません。特に、個別要件の該当範囲（どの研修が該当するか）については提出いただいた書類をもって審査し選考いたします。
- ・申込前には、ご自身で必ず介護支援専門員証の有効期間と主任介護支援専門員資格の有効期間を確認し、計画的に受講してください。
- ・申込書類等に記入漏れがないか必ず全項目を確認の上、期日までにご提出ください。なお、書類に不備がある場合（未記入や必要な押印がない等）は受付ができない場合があります。
- ・提出後に申込書記載内容（氏名、生年月日、住所等）の変更または訂正があった場合は、速やかに

当会事務局までご連絡ください。

- ・受講申込書及び添付書類に記載された個人情報につきましては、本研修運営以外の用途には使用いたしません。
- ・提出された書類は返却できません。提出書類一式は必ず控えを取り、コピーをお手元に残してください。

(17) 受講にあたっての留意事項

- ・欠席・遅刻・早退は認められません。講義途中での退出を確認した場合は、欠席扱いとなる場合があります。
- ・研修実施に影響のある状況が見受けられた場合は、面談・協議等の上で受講を取り止めていただく場合があります。
- ・参集受講で、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染が確認された場合は、感染拡大防止のため受講を取り止めていただきます。
- ・特段の指示がない限りは、研修以外の目的でのパソコンや携帯電話等の電子機器の使用はご遠慮ください。

(18) その他

- ・本研修は、国の教育訓練給付金制度の対象研修として指定を受けており、対象となる方については、ハローワークへの申請により受講料の一部が支給されます。給付にあたっては、要件や研修受講前に必要な手続き等がありますので、下記ハローワークのホームページ、または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

【ハローワーク インターネットサービス 教育訓練給付制度】

「特定一般教育訓練給付金について」の項目を参照。

●お問い合わせ先

研修に関してのお問い合わせ先、受講要件に関してのお問い合わせ先は以下になります。

<p style="text-align: center;">研修に関して NPO 法人 千葉県介護支援専門員協議会</p>	<p style="text-align: center;">〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3 階 TEL：043-204-3631</p>
<p style="text-align: center;">受講対象要件・ 受講決定に関して 千葉県健康福祉部高齢者福祉課</p>	<p style="text-align: center;">〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1 TEL：043-223-2387</p>

【封筒（宛名）の書き方】

<p>○申込の際は必ず封筒の表に 「主任介護支援専門員更新研修申込書類在中」 と記載してください。</p> <p>○提出の際は書類一式を様式1から順番に揃え、クリップなどで留めてください。（ホチキス不可）</p> <p>○事業所で申込者が複数名いる場合は、人数分の申込書一式を同封し、事業所でまとめて提出するようにしてください。</p> <p>○封筒に入れる際は、書類が揃っているか、確認してください。</p>	<p>(例)</p> <p>□□□-□□□□</p> <p>主任介護支援専門員更新研修申込書類在中</p> <p>□ □ □ 部 □ □ □ □ 課</p> <p>必ず担当課を明記してください</p> <p>○市○○○△―△番地</p>
--	--

各市町村申込書郵送先一覧

※申込書送付先は市町村になります。勤務地の市町村を下記の一覧で確認し申込書一式を郵送してください。

番号	市町村名	担当課	郵便番号	所在地
1	千葉市	保健福祉局健康福祉部 地域包括ケア推進課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1
2	銚子市	高齢者福祉課	288-8601	銚子市若宮町1-1
3	市川市	福祉部介護福祉課	272-8501	市川市八幡1-1-1
4	船橋市	健康・高齢部 地域包括ケア推進課	273-8501	船橋市湊町2-10-25
5	館山市	健康福祉部高齢者福祉課	294-8601	館山市北条1145-1
6	木更津市	福祉部介護保険課	292-8501	木更津市朝日3-10-19
7	松戸市	福祉長寿部介護保険課	271-8588	松戸市根本387-5
8	野田市	保健福祉部介護保険課	278-8550	野田市鶴奉7-1
9	茂原市	福祉部高齢者支援課	297-8511	茂原市道表1
10	成田市	福祉部高齢者福祉課	286-8585	成田市花崎町760
11	佐倉市	福祉部高齢者福祉課	285-8501	佐倉市海隣寺町97
12	東金市	市民福祉部 高齢者支援課	283-8511	東金市東岩崎1-1
13	旭市	高齢者福祉課	289-2595	旭市ニの2132番地
14	習志野市	健康福祉部介護保険課	275-8601	習志野市鷺沼2-1-1
15	柏市	保健福祉部地域包括支援課	277-0005	柏市柏5-8-12 教育福祉会館
16	勝浦市	高齢者支援課	299-5292	勝浦市新官1343-1
17	市原市	保健福祉部共生社会推進課 福祉総合相談センター	290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1
18	流山市	健康福祉部介護支援課	270-0192	流山市平和台1-1-1
19	八千代市	健康福祉部長寿支援課 地域包括支援センター	276-8501	八千代市大和田新田312-5
20	我孫子市	健康福祉部高齢者支援課	270-1192	我孫子市我孫子1858
21	鴨川市	健康推進課	296-0033	鴨川市八色887-1
22	鎌ヶ谷市	健康福祉部高齢者支援課	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
23	君津市	保健福祉部高齢者支援課	299-1192	君津市久保2-13-1
24	富津市	健康福祉部介護福祉課	293-8506	富津市下飯野2443
25	浦安市	福祉部中央地域包括支援センター	279-8501	浦安市猫実1-1-1
26	四街道市	福祉サービス部高齢者支援課	284-8555	四街道市鹿渡無番地

番号	市町村名	担当課	郵便番号	所在地
27	袖ヶ浦市	福祉部介護保険課	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
28	八街市	市民部高齢者福祉課	289-1192	八街市八街ほ 35-29
29	印西市	福祉部高齢者福祉課	270-1396	印西市大森 2364-2
30	白井市	健康福祉部高齢者福祉課	270-1492	白井市復 1123
31	富里市	健康福祉部高齢者福祉課	286-0292	富里市七栄 652-1
32	南房総市	保健福祉部健康支援課	294-8701	南房総市谷向 100
33	匝瑳市	高齢者支援課	289-2198	匝瑳市八日市場ハ 793-2
34	香取市	福祉健康部高齢者福祉課	287-8501	香取市佐原口 2127
35	山武市	保健福祉部高齢者福祉課	289-1392	山武市殿台 296
36	いすみ市	健康高齢者支援課	298-8501	いすみ市大原 7400-1
37	大網白里市	高齢者支援課	299-3292	大網白里市大網 115-2
38	酒々井町	健康福祉課	285-8510	印旛郡酒々井町中央台 4-11
39	栄町	健康介護課	270-1592	印旛郡栄町安食台 1-2
40	神崎町	保健福祉課	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿 96
41	多古町	保健福祉課	289-2241	香取郡多古町多古 2848
42	東庄町	健康福祉課	289-0612	香取郡東庄町石出 2692-4
43	九十九里町	健康福祉課	283-0195	山武郡九十九里町片貝 4099
44	芝山町	福祉保健課	289-1692	山武郡芝山町小池 992
45	横芝光町	福祉課	289-1793	山武郡横芝光町宮川 11902
46	一宮町	福祉健康課	299-4396	長生郡一宮町一宮 2457
47	睦沢町	福祉課	299-4492	長生郡睦沢町下之郷 1650-1
48	長生村	福祉課	299-4394	長生郡長生村本郷 1-77
49	白子町	健康福祉課	299-4292	長生郡白子町関 5074-2
50	長柄町	健康福祉課	297-0298	長生郡長柄町桜谷 712
51	長南町	保健福祉課 包括支援センター	297-0192	長生郡長南町長南 2110
52	大多喜町	健康福祉課 介護保険係	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜 93
53	御宿町	保健福祉課	299-5192	夷隅郡御宿町須賀 1522
54	鋸南町	保健福祉課	299-1902	安房郡鋸南町保田 560